

教育福祉産業常任委員会会議録

教育福祉産業常任委員会会議録.....	0
【開会】	2
【現地調査】	2
【議事】	2
【議案第 20 号】 工事請負契約の締結について.....	2
【議案第 21 号】 市営土地改良事業について.....	4
【陳情第 10 号】 真岡市の複合交流拠点施設 monaca（モナカ）の評価検討から矢板市の都市核拠点整備へのアプローチ.....	5
【陳情第 11 号】 矢板市長井・寺山 水源の道 観光構想（仮称）の提言.....	8
【陳情第 12 号】 昭和記念植樹道路再生及び雲錦回廊整備構想（仮称）の提言....	8
【陳情第 13 号】 高原山さくら回廊・体験観光創出構想（仮称）の提言.....	8
【陳情第 14 号】 高原山・八方ヶ原観光戦略構想についての提言.....	8
【陳情第 17 号】 「道の駅やいた」を核とした観光・地域経済活性化政策提言書..	8
【陳情第 18 号】 矢板市内公園の健康活用に関する提言.....	10
【委員長報告】	12
【閉会】	12

1 日 時

令和8年6月10日（水）午前8時55分～午前11時17分

2 場 所

第二委員会室

3 出席委員（7名）

委員長 神谷 靖

副委員長 榊真衣子

委 員 掛下法示、櫻井恵二、高瀬由子、小林勇治、伊藤幹夫

4 欠席委員

なし

5 説明員（14名）

(1) 市民福祉部（1人）高橋 理子

①健康増進課長 松本 一裕

(2) こども課（1人）

(4) 農林課（農業委員会）（2人）

①こども課長 斎藤 敦子

①農林課長兼農委事務局長 山下 征子

(3) 健康増進課（1人）

②整備振興担当 金瀬 友泰

- | | | | |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| (5) 経済産業部 (1人) | 山口 武 | ①都市整備課長 | 船山 幸男 |
| (6) 商工観光課 (2人) | | ②計画担当 | 佐藤 晶昭 |
| ①商工観光課長 | 杉山 太郎 | (9) 教育総務課 (1人) | |
| ②観光担当 | 高瀬真由美 | ①教育総務課長 | 佐藤 賢一 |
| (7) 建設課 (2人) | | (10) 生涯学習課 (1人) | |
| ①建設課長 | 小林 徹 | ①生涯学習課長 | 宮本 典子 |
| ②管理住宅担当 | 手塚 良幸 | | |
| (8) 都市整備課 (2人) | | | |

6 担当書記

星 哲也 手塚 紀寿

7 付議事件

- 【議案第 20 号】 工事請負契約の締結について
- 【議案第 21 号】 市営土地改良事業について
- 【陳情第 10 号】 真岡市の複合交流拠点施設 monaca (モナカ) の評価検討から矢板市の都市核拠点整備へのアプローチ
- 【陳情第 11 号】 矢板市長井・寺山 水源の道 観光構想 (仮称) の提言
- 【陳情第 12 号】 昭和記念植樹道路再生及び雲錦回廊整備構想 (仮称) の提言
- 【陳情第 13 号】 高原山さくら回廊・体験観光創出構想 (仮称) の提言
- 【陳情第 14 号】 高原山・八方ヶ原観光戦略構想についての提言
- 【陳情第 17 号】 「道の駅やいた」を核とした観光・地域経済活性化政策提言書
- 【陳情第 18 号】 矢板市内公園の健康活用に関する提言

【開会】

○委員長（神谷 靖） ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているの
で、会議は成立している。

ただいまから、教育福祉産業常任委員会を開会する。 (8 : 55)

【現地調査】

○委員長 お諮りする。

この際、議事に入る前に、別紙日程により、現地調査を行いたいと思うが、御異
議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認め、現地調査のため暫時休憩とする。 (8 : 55)

(現地調査)

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。 (10 : 15)

【議事】

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託されました案件は、議案第20号、
議案第21号、陳情第10号から陳情第14号まで、陳情第17号及び陳情第18号の9
件であります。

なお、説明に当たり執行部には簡潔な御説明をお願いします。

議案第20号 工事請負契約の締結について

○委員長 議案第20号を議題とする。

○建設課長（小林徹）

(「議案書」39 ページにより説明)

○委員長 これより議案第20号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 解体工事中にアスベストが発見された場合、どのくらいの金額増が想定されるか。

○建設課長 設計上、アスベストの調査費を計上しており、令和4年度に一度設計を行っている。工事業者が解体時に屋根裏等を調査し、専門業者による分析調査を実施することになる。現在計上しているアスベスト処理費の範囲内で対応できると考えているが、ワンランク上のアスベスト処理が必要となった場合は、約8,000万から9,000万円の増額となる見込みである。ただし、当初予算において最も高い水準で見積もっており、3億2,000万円を計上しているため、補正等は必要なく、現在の設計金額の範囲内で処理できると考えている。

○伊藤委員 アスベストの封じ込め処理が必要になった場合の仮設費等の対応はどうか。また、近隣住宅への害虫・小動物の拡散についての対策はどうか。

○建設課長 封じ込めが必要な場合はその仮設費も対応する。また、当初工事の設計段階で安全管理費も計上しており、業者において害虫・小動物等への対応処理を実施することとなっている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。なければ質疑を終了する。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 20 号は原案のとおり可決された。

議案第 21 号 市営土地改良事業について

○委員長 次に、議案第 21 号を議題とする。

○農林課長（山下征子）

（「議案書」40～43 ページにより説明）

○委員長 これより議案第 21 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○掛下委員 工事内容について確認したい。遮水シートの施工とのことだが、シートの上にさらに石等を組んで補強するのか、それともシートを敷くだけか。

○農林課長 遮水シートを施工したうえで、その上にコンクリートブロック等で保護する工法となる。

○小林委員 今年度は設計費とのことだが、総事業費 1,130 万円に対する国・県・市の補助割合はどのようになっているか。

○農林課長 国が 55%、県が 25%、合計 80%の補助となり、市の負担は 20%となる。

○小林委員 つまり市の持ち出しは 20%、今年度は設計費のみということか。

○農林課長 そのとおりである。

○掛下委員 概算事業費が 5,700 万円とあるが、今年度の設計費との関係はどうか。

○農林課長 5,700 万円は工事費と設計費を合わせた総事業費であり、今年度は設計費として約 1,130 万円を計上している。市の実質負担は総事業費の 20%となる。

○委員長 ほかに質疑はあるか。なければ質疑を終了する。

（質疑なし）

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 21 号は原案のとおり決定することに御異議ないか。

(異議なし)

○委員長 御異議なしと認める。したがって議案第 21 号は原案のとおり可決された。

○委員長 説明員の入れ替えがあるので、暫時休憩とする。 (10 : 27)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (10 : 34)

陳情第 10 号 真岡市の複合交流拠点施設 monaca (モナカ) の評価検討から矢板市の都市核拠点整備へのアプローチ

○委員長 次に、陳情第 10 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略し、早速審査に入る。

自由討議により、委員の皆様のお意見を伺いたい。

この陳情の議題が産業常任委員会に付託されているが、内容の中心が真岡市の子育て施設・図書館等の関係施設ということで、当委員会に付託されている。しかし内容を読むと、市役所の複合化など非常に大きな話になっている。ここだけで収まる内容ではないと思うが、御意見をお願いしたい。

○掛下委員 確かに内容が多岐にわたっているので、ここで否決するというよりも、市の組織における検討の中で参考としていただくというレベルの扱いにしたかどうか。

○伊藤委員 そもそもこれは総合戦略の一部であって、例えば文化会館跡地や庁舎を中心とした総合的な話がすでにある。議会で論じるよりも、総合戦略と並行して考

えるしかないのではないか。議会がこれを決することはできない。

○小林委員 今回の陳情は、拠点を中心とした都市内中心地整備という話であるが、そもそもこの内容を議会に陳情として上げて審議する内容ではないように思う。あまりにも大きな話であり、具体的に「これをしたい」という内容であれば審議できるが、全体的な方向性を述べているにとどまり、具体性がない。議会がこれを審議して決定するのは難しい。

○伊藤委員 総合戦略を策定する前にパブリックコメントを受けており、その段階で意見を出すべきであった。今回の定例会でこれをこうするとは言えない。

○櫻井委員 抽象的すぎる。執行部がすでにまちづくりに取り組んでいる内容も含まれており、あまりにも大きすぎてこの陳情に組み込むことが難しい。

○伊藤委員 これは議会だけでなく、執行部の方にも届いているのか。

○委員長 そのようです。

○櫻井委員 それならば執行部が取り入れるかどうかの問題ではないか。

○事務局（星哲也） 状況を報告する。執行部も同様の意見であり、「参考とさせていただきます」という回答にとどめているとのことである。

○委員長 今の事務局のお話から議会としてどう対応するかが問題である。

○伊藤委員 執行部が参考にするのであれば、それ以上議会が踏み込むことはなかなか難しいのではないか。

○委員長 落としどころとしては、採択・不採択・継続審査のいずれかとなる。

それでは今回は継続審査としてはどうか。通年議会であるので、9月を待たずに何かあるかもしれないが、そのときは御協力をお願いしたい。

○事務局（星哲也） 議員の皆様の御判断によるが、例えば連合審査会を開くことも可能である。ただし連合審査会は質疑を行う場であり、そこで決することはなく、最終的には各常任委員会で決定することになる。また、内容が不明確であるという

ことであれば、陳情提出者に説明を求めることも可能である。決するのは議員の皆様になる。

○榊副委員長 市役所の話については、すでに基本構想が決まり基本計画策定委員会も開催されている。継続している間にも物事が決まっていくことがある。

○伊藤委員 榊委員のおっしゃるとおりだが、これを出すタイミングは今ではなく、本来はパブリックコメントの時点ですべきであった。先ほど事務局長からもお話があったように、提出者に来ていただいて趣旨を聞かないと、この文書を読んだだけでは委員会として審議できない。何を求めているのかが不明確である。

真意がわからない中で頭から否定はできない。提出者に来ていただいて、何を求めているのかを聞きたい。具体性がないため、何を求めているのかがわからない。

○委員長 財政面や開発の仕方においても不明な部分がある。

○伊藤委員 矢板市はパブリックコメントで意見を求めてまとめているのだから、そちらに出すべきであった。

○小林委員 これだけたくさん意見を出していただいているので、気持ちも受け止めたいし、何を言いたいのか、是非本人から話を伺いたい。

○委員長 いろいろな意見が出ているので、次回は提出者本人に来ていただいて説明をお願いし、参考人として招致するという事でよいか。

○事務局長 通年議会であるので、常任委員会の開催機会はあるかと思う。総務常任委員会との調整も行い、場合によっては全員協議会のタイミングで、常任委員会の開催も可能かと思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 なければ、これで終わります。

○委員長 暫時休憩する。

(10 : 50)

(委員の意思を確認)

○委員長 それでは会議を再開する。 (10 : 50)

○委員長 これより採決する。陳情第 10 号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第 10 号は、継続審査とすることに決定した。

また、次回は提出者本人に来ていただいて説明をお願いし、参考人として招致する方向で進めることとする。

【陳情第 11 号】 矢板市長井・寺山 水源の道 観光構想 (仮称) の提言

【陳情第 12 号】 昭和記念植樹道路再生及び雲錦回廊整備構想 (仮称) の提言

【陳情第 13 号】 高原山さくら回廊・体験観光創出構想 (仮称) の提言

【陳情第 14 号】 高原山・八方ヶ原観光戦略構想についての提言

【陳情第 17 号】 「道の駅やいた」を核とした観光・地域経済活性化政策提言書

○委員長 次に、陳情第 11 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略し、早速審査に入る。

自由討議により、委員の皆様の御意見を伺いたい。

○伊藤委員 陳情第 11 号から第 14 号までは、観光に関する同様の内容ではないか。

また、陳情第 17 号も観光地域経済活性化政策提言として関連するのではないか。道の駅を核とした観光事業も含めて、全部一括で扱わないと整合性がとれないと思う。一括で審査してはどうか。

○委員長 陳情第 11 号から第 14 号及び第 17 号について確認する。陳情第 11 号から第 14 号及び第 17 号について、一括で審査したいと思う。御意見はあるか。

(異議なし)

○委員長 それでは陳情第 11 号から第 14 号及び第 17 号について、一括で審査とす

る。

ほかに意見はあるか。

○掛下委員 内容を見ると、例えばサイクリングコースなど、部分的にはあってもいいかなとも思う。

○委員長 部分的ではなく全体で扱った場合にどうなるか検討が必要である。

○榊委員 提言書が陳情として上がってきた場合、丸ごと採択することはありえない。

「検討してください」という陳情であれば採択できるが、提言書を丸ごと採択することはできないので、不採択ということになる。継続しても結論は同じではないか。

○高瀬委員 この方はかなり調べていて、他自治体の事例も含まれているが、矢板市が実際に行っている内容もかなり含まれている。提案者の方は、矢板市の過去の事例を調べていないのではないか。また、私たちがすべてを把握しているわけではないので、提言として上がってきたものについて、私たち自身も調べる必要がある。

○掛下委員 そういう意味での継続審査であり、何をしたいのかを明確にさせていただくために来ていただいて話を伺いたい。

○高瀬委員 一つ一つの計画は素晴らしいと思うが、矢板市の財政面を無視しているのが問題だと思う。また、こういった陳情のあり方については、議長のほうで今後整理していただくことも必要だと思う。

○榊副委員長 継続するとして、先ほどの陳情第10号等、継続している間に物事が進んでしまうこともある。陳情としては不採択として、パブリックコメントに出すよう案内してあげるほうが親切ではないか。陳情としては受け取らず、これは陳情ではないとできた方が、誠実な対応ではないか。

○伊藤委員 そもそも提言を陳情として提出できるのか。

○事務局長 矢板市の会議規則では、請願に類するものとして陳情は幅広く受け付けることになっているため、陳情として受け付けないということはいけません。議長の

判断によるが、今後整理が必要かと考えている。

○高瀬委員 今後、議会改革委員会のほうで整理していく必要があると思う。

○委員長 ほかに意見はないか。

(なし)

○委員長 なければ、これで終わります。

○委員長 暫時休憩する。 (11 : 03)

(委員の意思を確認)

○委員長 それでは会議を再開する。 (11 : 03)

○委員長 これより採決する。陳情第 11 号から第 14 号及び第 17 号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第 11 号から第 14 号及び第 17 号は、継続審査とすることに決定した。

また、陳情第 10 号と同様に次回は提出者本人に来ていただき説明をお願いし、御意見を聞いたうえで、議会として何ができるかをそのときに決めたいと思う。

陳情第 18 号 矢板市内公園の健康活用に関する提言

○委員長 次に、陳情第 18 号を議題とする。

陳情文書の朗読を省略し、早速審査に入る。

自由討議により、委員の皆様の御意見を伺いたい。

○委員長 高齢者を対象とした健康器具を設置して健康寿命延伸を図るという内容かと思う。所管は健康増進課か公園担当か、確認が必要ではないか。

○委員長 暫時休憩とする。 (11 : 06)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (11:07)

○高瀬委員 かつて子育て日本一を掲げて子供向けの遊具や水広場等を整備してきた経緯がある。そこにシルバー世代向けのものも加えたらよいという意見だと思う。予算面では難しい面も多いが、内容については理解できる。市外からの利用者が多い理由として、祖父母も一緒に参加できることやウォーキングコースがあることが挙げられており、こういった高齢者向けの取組への要望は理解できる。採択はできないが、市のほうでできるものはやっていただくというかたちかと思う。

○掛下委員 内容を見ると、屋外よりも体育館等の屋内施設のほうが適しているような印象を受ける。この提案については難しいのではないかと感じる。

○委員長 暫時休憩する。 (11:11)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。 (11:13)

○榊副委員長 ほかの陳情も継続審査ということであれば、これも継続で良いと思う。

○委員長 市が中心市街地の整備の中で長峰公園の整備も検討する可能性がある状況を踏まえれば、継続審査とすることが適切と考える。また、他の陳情と同様に、提出者本人に出席を求め、意見を聴取した上で判断することとしたい。

○委員長 ほかに意見はあるか。

(なし)

○委員長 なければ、これで終わります。

○委員長 暫時休憩する。 (11:14)

(委員の意思を確認)

○委員長 それでは会議を再開する。 (11:14)

○委員長 これより採決する。陳情第18号は、継続審査とすることに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第18号は、継続審査とすることに決

定した。

【委員長報告】

○委員長 以上でこの委員会に審議を付託された案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で教育福祉産業常任委員会を閉会する。 (11 : 16)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和8年6月 日

教育福祉産業常任委員会委員長